解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

長崎市住吉町１番９号

住吉サポート株式会社

代表清算人　田中　政虎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

熊本県上天草市松島町合津六九三七番地の二

有限会社濱﨑海事

代表清算人　濵﨑　一志

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

鹿児島市西陵四丁目二〇番一号

鹿児島県図書教材販売協同組合

清算人　石井　俊司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

沖縄県那覇市安謝六一九番地一六

株式会社沖通商

代表清算人　奥濱　哲夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

石川県輪島市門前町九の四五甲番地

宗教法人圓正寺

清算人　木越　祐馨

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一番地の四大建ハーバービューマンション二〇一号

大建ハーバービューマンション管理組合法人

清算人　葉山　英世

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

東京都葛飾区柴又五丁目八番三号グランコート一階

医療法人社団安心会

清算人　小田　典雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日、社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

千葉県旭市三川六五五一番地一

医療法人社団輝望会

清算人　水野　恭子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年六月十六日開催の解散総会の決議並びに渋谷区長の認可により令和七年八月十八日解散した為、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年九月十七日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル二階株式会社都市計画ラボの事務所内

ハイム島崎マンション敷地売却組合

代表清算人　株式会社アイオス　代表取締役　石井　芳幸

解散公告（第三回）

当法人は令和七年七月十八日東京地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

東京都中野区丸山一丁目一番六号

一尊教中野教会慈尊庵

清算人　滝口　大志

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

東京都羽村市神明台三丁目四番地五

医療法人社団おとだ整形外科内科クリニック

清算人　乙田　誠一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

大阪府東大阪市豊浦町一番一九号

神理教河内教会

清算人　南口　直童

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十七日

高知県四万十市具同田黒三丁目一番三号

医療法人愛真会

清算人　佐竹　幸重